

○目黒栄樹市長 この移行についてはいろいろあるわけですね。それで、NPO等にやっていたかどうかいろんな形態があると思われまので、やはりそれは全員一律というわけになかなかもういかななくなるというふうに思います。

ですから、まず公平なところとしては、ここで一つ区切りをつけて、今後どうするかについては十分やはり、それはやはりそれぞれのところでご相談に応じていくというような格好がいいのではないかというふうに思います。

### 藤原民夫議員の質問

○大沼 久議長 次に、順位4番、議席番号16番、藤原民夫議員。

(16番藤原民夫議員登壇)

○16番 藤原民夫議員 私は、通告しております4点について市長並びに関係課長に質問をするものであります。

初めに、このたびの議会に61号議案として提出されている、職員の争議行為等のために勤務しない時間に関して1分単位で給与の減額措置をするという条例について市長にお尋ねをするものであります。

まず初めに、労働組合とは、労働者が労働条件の維持改善、その他経済的・社会的地位の向上を目的として結成されている団体であることは当然であります。憲法は第28条で、労働者が労働組合をつくる権利、つまり団結権を労働者の基本的人権として保障しているのであります。労働者が団結し団体行動を行うことによって初めて使用者と対等に交渉ができ、人間らしい生活を確保できるという考え方に立っているわけです。

憲法によって団結権が保障されるということは、第1には、国家が、法律、規則、命令や行

政行為などで労働者が労働組合をつくることや組合活動に対して、不当な干渉や介入をしたり、あるいは弾圧をしてはならないということを意味しているわけです。第2は、使用者が、労働組合をつくること、労働組合の内部のことや組合活動に対して干渉や介入をしてはならないこと、また、正当な理由のない限り労働組合との団体交渉に応じなければならないこと、そして、ストライキなどで損害を受けたからといって賠償を請求できないことを意味しているわけでありま。

そこで市長にお聞きいたします。

ただいま私が申し上げました憲法が掲げている労働者の権利について、市長はどのように解釈をなされておられるのか、初めにお尋ねいたします。

一方、地方公務員法第37条では、公務員は争議行為等をしてはならないと定めております。地方公務員、つまり自治体労働者は、自治体当局に雇用されて働く労働者であると同時に、住民全体へ奉仕するという特殊性を持つ職務を行うものであります。住民の皆さんも、地方自治体職員が地方自治を守り、住民福祉のための行政上の諸活動を積極的に行うことに期待を持ち、かつそれを望んでいるわけでありま。地方公務員が市民の奉仕者としての職務を持ち、その給与が住民の納税で賄われていることは、例えば自治体労働者の賃金、その他の労働条件を市民の理解と支持を得られる適正なものとするべきことを求めているわけでありま。しかしだからといって、行政当局が公務員労働者の基本的権利の制限を正当化し得るものとして利用してはならないということは明らかであります。

自治体労働者の労働組合運動は、自治体労働者の生活と権利を守るために当然闘うことを課題としているわけでありま。同時に、日常の職務の遂行の上でも、住民自治と住民福祉への奉仕の行政活動ができるだけ行われるような改

善を図っていくことを重要な課題として取り組んでいるわけであります。

このたびの条例提案説明の中で市長は、地公法第37条で禁止されている争議行為に参加した職員の給与減額について、29分以内の争議に対するこれまでの勤務と支払いの関係を定めた一般職の職員の給与に関する法律の運用方針、これの、1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるというふうにした人事院見解を覆すものであると思うのであります。

そこで、県の市町村課では、そのような事例は南陽市を除いての自治体以外では全国的に存在せず、現実的にいってその場で1分間の遅刻などを現認できるものなのか考えられないと、実際この条例の提案に対して疑問を呈しているのであります。それは、憲法が保障している、組合活動に対する不当な干渉や介入、弾圧をしてはならないとした大前提があるからではないかというふうには私は思うのであります。このような事例は全国にもないということは、そのようにあってはならないという全国の自治体の意思を反映した発言であると思うのであります。

さらに、市職員の出勤は、勤務する労働現場が多岐にわたっていると同時に、さらに、市庁舎が老朽化しその構造が手狭なために分庁舎がそちこちに分散している。また、福祉・保育職場や学校教育、社会教育、文化・図書館職場、建設課、保健介護関係の職場などそれぞれに分かれており、タイムカードもない。また、市長も十分ご承知のように、職務上、自宅から真つすぐ関係住民の時間の都合に合わせて直接納税者を自宅などへ訪問するという場合もあるのであります。つまり、会社の工場の門をくぐって出勤がタイムカードで管理されるというシステムとは全く異なる、常に生身の人間と接することを現場とする職場の多いところが市職員の勤

務実態の特徴なのであります。

このような分単位の出勤を現認できないことを十分認識した上でのこのたびの条例提案の真のねらいは、一体どこにあるのか。また、それは組合活動に対する不当な干渉や介入とならないものか。さらには、公務員労働者の基本的権利を制限しようとする労働法にも反する行為というものではないのか。市長にお尋ねをするものであります。

質問の第2点目は、施設のアウトソーシングの問題についてであります。

地方自治法第1条の2では、地方公共団体が設置する公共施設のあり方について次のように規定しております。住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う、そのことを求めています。この住民の福祉の増進などの役割を果たすために、地方公共団体は各種公の施設を設置して広く住民の利用に供するとともに、設置主体である地方公共団体がその管理を直接行うことが原則とされていたのであります。その例外として、地方公共団体以外のものが管理する場合でも、多数の住民に均等な役務を提供し、その適正な管理を確保する必要があるとしていたのであります。新しい地方自治法では、法人その他の団体であっても、当該普通地方公共団体が指定するもの、これを指定管理者というわけではありますが、ここに管理を行わせることが規制緩和として認められたのであります。

緩和の一つは、従来できなかった株式会社など営利法人やNPO法人、さらには法人格を有しない民間団体にまで門戸を開放したことであります。ただし、個人には認められておりません。二つ目の緩和は、単なる業務の委託ではなく、管理と称して施設全体の維持管理や行政処分などこれまで自治体が行ってきた業務まで任せるということであります。

総務省の見解によりますと、この改正は、民間事業者のサービス提供能力の向上が見られ、その有するノウハウを活用することが有効であり、例えば公の施設の管理に民間事業者の手法を活用することによって管理に要する経費を縮減することが可能になり、その結果、当該公の施設の利用料の低料金化が図られたり、利用者の満足度を上げ、より多くの利用者を確保しようとする民間経営者の発想を取り入れることで利用者に対するサービスの向上が期待できる、こういうふうになされたものとされているのであります。

しかし私は、一たん営利企業に任せてしまえば、営利追求のために利用料金が上がったたり、サービスが低下したりする危険性があると危惧するのであります。同時に、これまで公の施設の受託先であった公共団体や出資法人の解散整理等とそれに伴う職員等のリストラなど、重大な問題も噴出するのではないかと思うのであります。

具体的に1点についてお伺いいたします。このたび提案された議案第59号の中で、第3条、長井市文教の杜設置条例がありますが、第10条を削って第11条を10条とするというふうにあります。つまり、委託団体である財団法人文教の杜ながいを一たん解散するというふうなことになるのかどうか。もしそうだとするならば、財産の所有権、あるいは屋敷や建築物を寄贈された長沼氏との関係、あるいは法人の解散にまで関係してくるのではないか。そのことに関する問題はどうか、端的にご答弁を願いたい。

指定管理者制度を実際に運用するとなれば、さまざまなケースが浮上してくるのではないかと考えられます。指定管理者制度では、住民の負担する税金で建設された公共施設が特定民間企業の営利追求の手段とされてしまうわけがありますが、本当にそれでいいのかどうか。そこに参入した民間企業が人件費を削減しても、そ

れが市民に還元されるわけではありません。自治体の財政危機につけ込む形で進行しているこの制度に対して大きな疑問を抱かざるを得ないわけではありますが、市長は市民のメリットをどこに見出そうとされておられるのか、そこに市民の未来はあるのか、市長の答弁を求めるものであります。

質問の第3番目は、長井市小規模修繕受注希望者登録制度事業の活用状況について財政課長にお尋ねをいたします。

財政課からいただいた資料によりますと、平成17年2月1日までのこの制度の活用状況では、1件の設計金額が50万円未満の工事を請け負った業者は22業者25件、契約金額は565万2,034円でありました。

この制度は、長井市が発注する小規模修繕の請負契約を希望する受注希望者を登録して、この登録業者を積極的に活用することによって市内の業者の受注機会の拡大を図って、それによって本市経済の活性化に寄与するというものであります。そもそもこの制度は、地方自治法第234条に基づく随意契約の創造的な運用を図ることを目的に全国各地の自治体で設けられている制度ではありますが、土木や建築、電気、塗装、板金、ガラス、建具、畳など多岐にわたる小規模修繕工事に今まで指名競争入札の参加登録をしていない人が登録できる制度で、厳しい経済状況だけに仕事確保への期待もあるけれども、それ以上に地元で公共の仕事ができるという自体が私どもにとってうれしいことであると、制度ができたことを市報で知った業者が喜んでいたのであります。このように、小規模事業者を励ますことを目的とした制度であります。

ところが、財政課の資料によりますと、こうした小規模修繕受注希望者登録制度による活用対象業者は、実際には4業者11件で110万4,123円ということでありました。50万円未満の修繕工事の全部の契約金額のただの19.5%にすぎない

のであります。残りの80.5%は、市の指名競争入札参加登録業者等へ仕事が回ったということではないかと思えます。

しかし、市の登録制度で登録できるものというこの第2項に、長井市契約に関する規則第21条第3項に規定する指名競争入札参加登録簿に記載されていないものというふうにあります、この規定に違反して参加しているのではないかと思われるわけですが、答弁をお願いいたします。

つまり、小規模工事業者のための制度を、山形県の建設業許可業者にも登録されているような大きな業者にも仕事が回っているのではないかとあります。ある小規模修繕工事の登録業者の話ですと、友人の同じ業者に市報に掲載された登録制度の話をして登録制度への加入を誘ったところ、その方は「どうせおれたちには市の仕事が来るわけではない」とにべもなく断られたということでもあります。そこで、そうではないんだと、これは小規模業者に仕事を回して業者を勇気づけるために市が行っている制度だというふうにPRしたというわけであります。以前は小さな仕事でも特定の大きな会社にしか市の仕事は行かなかった。そこで今度は、市の仕事がもらえる零細業者をふやすというふうに弾んでいた方もあったのであります。

ところが、財政課の資料を見ますと、どうしてこのような結果となったのか。また、今後もこのような方法で実施を続けていくのか。また、そのことが小規模事業者の受注機会を拡大し地元経済の活性化につなげるという制度の趣旨にかなうものかどうか、財政課長にお尋ねをするものであります

最後に、アスベスト使用に関する調査と対策について市長にお尋ねをいたします。

アスベストは、熱に強く燃えにくい、電気を通さない、薬品に強く腐食しない、曲げる力や引っ張りにも強い、しかも安い、こういった特

徴があって、このため「奇跡の鉱物」というふうに言われまして、工業用から電気製品、日用品に至るまで広い範囲で使われたということでもあります。しかし、その9割は天井や壁材、スレート瓦など建築材として使われているということでもあります。

今から70年前の1935年、アスベストが発がん性物質だとアメリカで指摘されました。80年代には既にヨーロッパ諸国で全面使用禁止になったということでもあります。しかし日本では、60年代の高度成長期から建物や製造現場でアスベストが大量に使われまして、70年代から90年代初めにかけて輸入がピークになっているのであります。10年前の1995年になって毒性の強い青・茶石綿が製造禁止となりましたが、回収が行われず、政府がアスベストを原則禁止にしたのは昨年の2004年になってからということでもあります。石綿の有毒性を知りながら大量使用を認めてきた責任は、まさに重大であります。国民の健康よりも業界の都合を優先させたのではないかという疑問が出るのも当然であります。政府もこれに対して決定的な失敗だったと、厚生労働副大臣も認めているのであります。

石綿を吹きつけた建物の解体や改修は、これからピークを迎えるのであります。国は、吹きつけアスベストの除去作業には労働基準監督署への届け出などを求める石綿障害予防規則をようやくまとめたと報道されております。

先日、市の資料として提出された長井市内の公共施設9施設について、吹きつけアスベスト調査表が示されました。その中の今後の対応の欄についてはほとんどが石綿含有の有無について調査実施中とありまして、対策に関する基本計画が策定されていないという実態でありました。

そこでお尋ねをいたしますが、長井市では平成13年度から国の補助を受けて市内に埋設されている石綿水道管の交換事業が行われておりま

して、平成16年度は総延長26.5キロメートルのうち12.7キロメートルが更新完了となり、進捗率は47.9%ということであります。その場合、どこの事業者の石綿管を何本注文し、どこへ使ったのか、その石綿含有率はいかほどなのか、また、交換した石綿水道管はどのようにどこに処理されたものか、資料を提出していただきたいと思いますが、お尋ねをいたします。

また、市長にお尋ねをいたします。市の公共施設におけるアスベストの使用状況について全面的に調査を行い公表し、対策に関する基本計画を策定する、特に学校施設や児童施設に関する調査と対策を急ぐこと、このことについて当面の対策として実施するお考えはないかお尋ねをするものであります。

最近、市内の事業所の大型建築物が相次いで改修・解体されており、それに対するアスベストの大量飛散を心配する声が市民の皆さんから寄せられております。アスベストを含む建材を使用した建築物が築30年を超過し、解体のピークを迎えております。東京の中皮腫・じん肺・アスベストセンターの永倉事務局長さんの話ですが、「解体のにわか業者が最近ふえている。飛散防止シートや作業者のマスク、防護服などをそろえると、最低でも1平方メートル当たり7,000円が相場である。それが3,000円のところもある。そして、実際に働いている作業者が健康診断を受けた人とは違う、こういうふうな訴えも寄せられている」というふうに警告しているのであります。あわせて、「不況で大手スーパーが全国で解体される。使用されているアスベスト量は大変なものだ。注意が必要だ」というふうに語っております。現にこの道向かいの旧ダイエーの建物が解体されております。

市長にお尋ねをいたします。国は石綿予防規則をまとめました。施行はことしの7月1日で、対策は始まったばかりであります。そこで第1に、市内事業者などに解体にかかわる危険性を

周知徹底すること、経費の節約から飛散防止対策がとられないケースも先ほど申しましたように考えられることから、国や県へ飛散防止対策経費への補助制度や技能講習などを求め、対応を業者任せにしない方策を求めるよう訴える考えはないかお尋ねをするものであります。

また、住宅等の民間建物に関する相談、あるいはまた建設作業者の石綿汚染についての健康問題に関する相談等、アスベストに関する市民相談窓口を開設するお考えはないか答弁を求めまして、壇上からの私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 藤原議員にお答えを申し上げます。

まず、労働者の基本的な権利について憲法で保障されている。これは、ご指摘のように守らなければならないものだと考えております。

ただ、今回の改正は、地方公務員法第37条第1項で禁止されております争議行為等で職員が勤務しなかった場合に、労務が提供されなかった限度において、厳密に給与の減額を行うようにすると。これはノーワーク・ノーペイの原則でありまして、しかも、この地方公務員法第37条第1項で禁止される行為は同盟罷業、怠業、その他の争議行為、怠業的行為、あおり、そそのかしと規定されておりますから、具体的にストライキ、サボタージュ、これらに準ずる行為、あるいはこれらを教唆煽動する助長行為で定められた行為を勤務時間内に組織的にする争議行為に対してだけ限定して適用するものでありまして、労働基本権には触れないというふうに私は思っております。

次に、公共施設のアウトソーシングについてでございます。

公共施設の管理につきましては、市が出資する法人で政令が定めるもの、あるいは公共団体及び公共的団体に委託先が限定されるものに対

して、このたびの地方自治法の改正によりまして、民間事業者が有するノウハウも活用できる指定管理者制度の創設で全国的にアウトソーシングが一層進むことを目的としたものであります。

本市の公共施設におきましては、行財政改革の推進の立場から他に先駆けて業務委託を積極的に進めておりまして、経費の節減等に努めてまいりました。今後も「民間でできることは民間で」という考えを基本にしながら、指定管理者制度も選択肢の一つとして、どの管理形態が最も効率的か総合的に判断してまいりたいというものでございます。

このアウトソーシングの考え方の原則は、一つに、行政のスリム化を図る、小さな行政体を目指す。国でいえば小さな政府であります。2は、基本は民間でできることは民間で、民間で雇用等をつくり出していただく。3番目、サービスの向上が図られるかどうか。4番目、その意味で行革メリットとなる指定管理者制度も選択肢の一つだというふうに考えているわけでありまして、今後もこういうメリットができるような導入を図っていききたいというふうに思っているところであります。

文教の杜等につきましては、来年4月等も現在のところは業務を委託してまいるということでありまして、ご懸念のようなことはないと思っております。

3番目に、アスベストについてであります。

これは今大問題になっているわけでありまして、吹きつけの方は、囲い込み等を早急にやらなければならないというところもありますし、市民の皆様の健康に対しても万全を期すために、長谷部助役を本部長として、長井市管理施設吹きつけアスベスト問題対策本部を8月31日に設置したところであります。市の当面の対応は、吹きつけアスベストが確認された施設の改修工事の実施及びアスベストの疑いのある箇所につ

いて石綿含有の有無の調査でありまして、それが確認できれば順次対応していかなければならないと思っております。

石綿セメント管につきましては、詳しい資料は水道事業所長から出させますし、水道事業所長が申し上げた方がいいと思いますね。水道事業所長から申し上げます。

公共施設におけるアスベストの使用状況であります。7月22日付で各課に使用状況を調査いたしました。調査方法は、目視、設計図面などによる確認であります。9施設で使用または使用の疑いがあるというふうに判明しております。使用が確認された施設については、近日中に飛散防止のための囲い込み工事が必要などころは、それは囲い込み工事をまずしなければならない。ただ、埋め込まれているものについては、解体のときでありますから、今のところはまずそういうところについては調査をしなければいけない。吹きつけについては囲い込みが必要だということでありまして。

ご質問あった市内の大型建築物であります。旧ダイエーの長井店ですね。これにつきましては、3階のゲームコーナー増設時にアスベストが吹きつけされていると。これは耐火建築物にするために吹きつけられたものだ。規模は317平米、アスベストの体積が56立方メートルでありました。7月12日に米沢労働基準監督署にアスベスト解体の届け出があったと。ことあります。これは、石綿障害予防規則第5条により解体工事開始前の開始の14日前に施工計画の届け出が必要になってくると。内容は、アスベストの除去現場をナイロンで囲って外に飛散しないように、それから薬品で飛ばないように。作業中には、防じんマスク、酸素ボンベで石綿を吸収しないように安全を図ると。それから外に飛散しないように確認をするということでありまして、7月28日から8月5日までの工期で撤去工事を完了したと。8月8日に労働基

準監督署第二課長が確認をしたということであり  
ります。

次に、旧しんばしビルでありますが、1階玄  
関付近の鉄骨に吹きつけアスベストがあります  
が、この対応としては、これはアスベストを解  
体しないで囲い込みをするようにという指導で  
あります。囲い込みをしていただけるものだと  
思っております。

NTT長井支店の解体ですが、これはアスベ  
ストがないということで、届け出もなかったと  
いうことであります。

質問の第4の解体にかかわる危険性を周知徹  
底すること、これは大事だと思っております。

国や県に飛散防止対策への補助制度や技能講  
習等について考えはないかということでありま  
すが、事業活動でありますからそれに対して費  
用補助が出るのかどうか、現在国で検討され  
ているわけですが、国で検討されているのは大  
気汚染防止法の改正でありまして、吹きつけア  
スベストが使用されている建築物を解体・改造・  
補修しようとする作業における集じん等の作業  
基準について、大気への飛散防止要件を撤廃し  
ようと。耐火建築物では500平米及びアスベ  
ストの吹きつけ面積では50平米以上、届け出  
するように改正する案ということでありま  
す。国土交通省でも現在、県に依頼して民間の  
吹きつけアスベストについて調査中でありま  
す。市もしっかりと連携をとって注目をし  
て、情報も教えていただけるようにしたいと思  
っております。

市民相談窓口であります。長井市管理施設  
の吹きつけアスベスト問題対策本部を設置しま  
した際に、問い合わせの連絡先としては基本的  
に市民課の生活環境係、ただし、市の施設につ  
いては財政課、市営住宅については建設課建  
築住宅係等で既に市民相談に当たっているところ  
であります。

アスベスト対策は、しかしながら労働者の保  
護の立場で法整備がされておきまして、一般の

住民を対象とされているものではありません。  
そのために、アスベストのある建物からアスベ  
ストがはがれているという場合には、所有者に  
対してアスベストかどうか確認するように、そ  
してあった場合には、石綿障害予防規則第10  
条を準用して、吹きつけの除去なり封じ込め  
なり囲い込み等をしていただくようアドバイ  
スしながら行政指導ということで対応してまい  
りたいというふうに思っているところであり  
ます。

また、山形県が行っております民間の建物に  
おけるアスベストの使用状況調査で、アスベ  
ストがある場合には所有者に除去工事等を依  
頼する、あるいは、アスベストかどうかわか  
らなと回答された場合は、県の担当者が現地  
を訪問して確認をして、確認できた場合は除  
去工事を依頼するということになっておりま  
すので、県と連携をした指導をしていきたく  
いというふうに考えているところでありま  
す。

以上申し上げまして、あとは財政課長、水  
道事業所長から申し上げます。

○大沼 久議長 松本弘財政課長。

○松本 弘財政課長 小規模修繕の関係で3  
点ほどご質問いただきましたので、まとめ  
てお答えをさせていただきます。

小規模修繕受注希望者登録制度の対象とな  
る修繕につきましては、実施要領第3条の規  
定によりまして、内容が軽易でかつ履行の  
確保が容易であると認められるもので、1  
件の設計金額が50万円未満のものとされ  
ているところでございます。また、細部要  
領なるものがございまして、ここでは、水  
道、下水道の市の指定店としての登録が  
ないとできない修繕であるとか、特殊な  
設備の修繕や特別な技術を要する修繕、  
それから緊急を要する修繕につきましては  
、この制度の対象外とする規定になって  
いるところでございます。

したがいまして、この指名競争入札参加  
者登録簿に登録されている業者が50万円  
未満の修繕

工事を行えないというふうなものではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

平成16年度中の小規模修繕受注希望者登録制度の活用状況につきましては、議員ご指摘のとおり、契約金額が50万円未満の小規模修繕工事は51件、金額にいたしまして565万2,034円でありました。このうち制度を活用したものにつきましては、11件、110万4,123円となっております。件数で21.6%、金額で15.9%となっております。

ただ、今申し上げましたように契約金額50万円未満の修繕がすべてこの制度の対象となるものではございませんので、特殊な工事であるとか特殊な技術を要するもの、緊急を要するものなどにつきましてはこの制度の対象外ということでございます。

実際に各課の方に制度の活用しなかった理由について照会したところ、緊急の対応が必要であったためということが最も多く、次いで建設時の施工設置業者に発注したであるとか、必要な技術力を有する業者に発注したなどとなっております。制度を活用しなかった修繕についてはそもそも制度の対象外の工事であったと認識しているようでございます。

ただ、今後の運用につきましては、制度の目的も踏まえながら、より多くの修繕工事をこの制度によって発注できるように関係各課に徹底していきたいと考えているところでございます。よろしくご理解いただくようお願い申し上げます。

○大沼 久議長 鈴木要一郎水道事業所長。

○鈴木要一郎水道事業所長 お答え申し上げます。

手元の方に詳しい資料がありませんので、わかる範囲でお答え申し上げます。後日、調査の上、資料を提出させていただきたいというふうに思います。

当市における石綿セメント管の使用状況でございますが、昭和34年の着工から昭和50年代

に主に使われておりまして、使用延長で26.5キロメートル。水道管総延長が256.6キロメートルございまして、その10.3%が石綿管でございます。それから使用箇所につきましては、中央地区を中心に埋設されておりまして、そのほか平野、豊田、伊佐沢地区に一部使用されております。

現在、平成13年度から22年度までの10カ年計画で石綿セメント管更新事業を実施しているわけなんですけれども、平成16年度末で12.7キロメートル、進捗率で約半分の47.9%の進捗率になっているところでございます。

あと、どのような石綿管を使用したのかというようなことではございますが、長井市においては日本エタニットパイプ株式会社の製造のものを使用しておりまして、この会社については1985年に製造停止をしているようでございます。

それから、石綿の含有率でございますけれども、石綿管1トン当たりに含まれている含有量でございますが、青石綿で8.3%、白石綿で6.9%が含まれているというふうなことでございますが、これについては昭和32年から34年に製造されたものでありまして、その後のものについては現在のメーカーの方に問い合わせをしているところでございます。

それから、交換された廃石綿セメント管の処理状況というふうなことでご質問でありますけれども、現在のところ、古い管を掘り起こしてそれを処分するとなると工事費が大分かかりますというようなことから、今のところそのままの状態です。埋め殺しをしている状況でございます。なお、一部発生するわけなんですけれども、発生したものについては産業廃棄物として産業廃棄物処理業者の方に運搬して処分をしていただいている状況でございます。

以上でございます。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 1番目の質問について



1点だけ市長に再びお聞きをいたしますが、このような事例は全国にもないと県の市町村課で言っています。全国にもないと、南陽市を除いて。それを長井市があえてやると。あえてやると。どこにこのあれがあるんですか、メリットと、それからまちづくりへの一つのアクションですね、どこにあるんですか。

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 これは、南陽市が全国で初めてですがなされまして、そのことについて私にやはり問い合わせがあったんですね。29分だとさっぱりカットしてないのかと。今までの慣行なのかと。ちょっと甘やかしているんじゃないかと。民間はそういうわけにいかないぞと。大体そんなことがあるとは思っていなかったというぐらいの話でありまして、やはり市民の皆さんから、改革をしている長井市としては、何も全国初でも2位でも3位でもいいわけですが、全国でやっていることでいいことはやるべきではないかと、こういうご示唆がありまして、これはやはり事務方に検討させて、そうしたらやはり南陽市ではもう通ったわけですし、基本的にそれを提案することについて、あるいは議会で議決することについて、総務省も斟酌する立場にはないということでもありますから、こちらがやはりできるということであれば、2番であろうと3番であろうと何番であろうといいものはやっていくというのが改革の長井市なのではないかと思ってお提案をさせていただいたところでもあります。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 私聞いているのは、人事院見解があるんですね。地公法の第37条で禁止されている争議行為、これについて29分以内の争議に対する人事院の見解があるんです。それにのっとなって全国ではやっているんですね。つまり、先ほど申しましたが、1時間未満の端数が生じたときは、これはその端数が30分以上

のときは1時間、30分未満のときは切り捨てるという見解があるんですよ。だから、市民の皆さんにもうやはり私もね、29分働いていないんだから29分当然カットして当たり前だというご意見はいただきますよ。しかし、そういうふうな内容のね、あるいは先ほど私は憲法の条項から起こしているいろいろ尋ねましたが、そういうこともあわせて市民の皆さんに言わないと、これは公平ではないと。

しかし、私はあえてこうするんだというふうなところに一体、どこにあれがあるんだと、メリットがあるのかというふうに私は聞いているんです。その点いかがですか。

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 それは、今まで例えば組合の皆さんは既得権だと、これまでの慣行だと言われるのかもしれませんが、今やはりそういうのは見直さなければいけないと、時代の大きな転換点になって、変革すべきところは変革しなければいけない。民間でやっていることを、ところが公務員の方は少しそうじゃないなんていうことは許されないという時代に私はなっていると思います。

そういう改革の時代で、何も南陽市からやれと言われたわけでも、市長からやれと言われたわけでもありませんよ。南陽市長さんはそう提案されて、そして南陽市議会は議論をされて通られたわけですし、斟酌する立場にはないという総務省の最終的な見解もありますから、これはやはりいいことはやると。いいことは実行していくと、改革をしていくということが私の基本姿勢でありまして、メリットとかデメリットじゃなくて、やはりこれは基本姿勢ではないかと。改革の基本姿勢ではないかと思っております。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 なお、その件についてもう少しまた議論したいというふうに思います

が、その次に、先ほど文教の杜の設置条例、これについて、もっとも文教の杜だけ取り上げてこれを条例から外すというふうなことはそれはそうでないと思うんですが、一体しからば、なぜこれを一たん、外すんでしょう。結局、委託を一たん外すわけですね。実態的にはどのような形の第59号になるんですか。一たん外れるんじゃないですか。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 お答えいたします。

議案第59号 地方自治法を一部改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についての関係かというふうに思いますが、この施行につきましては平成18年4月1日としておりますので、17年度の契約関係については従前のおりというふうになります。

18年の4月1日から新たな契約、基本的には現行の地方自治法の経過措置が18年の9月で切れますので、それ以前に改正しなければならないというふうなことです。18年の4月1日から直営にするか指定管理者制度をとるか、いずれの方法による方法しかないというふうになります。その中で、直営の中でも一部業務委託がございますので、そうした部分でも運営していけるというふうなことでございます。市長の答弁では、その直営の中の一部業務委託の中で文教の杜ながいの運営を考えていきたいというふうな答弁の内容だというふうに思っております。

以上です。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 これはね、普通の民間団体じゃないですよ。財団法人ですからね。財団法人の法に基づいた、この財団法人、ちゃんとした財団法人ですから、それがどうなるのか。一たん何か委託から外れるのか、そのことを聞いているんです。その空白期間はないんですか。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 その空白期間はないというふうに思っております。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 財政課長にお尋ねいたしますが、先ほどの小規模修繕受注希望者登録制度実施要綱ありますか。先ほど財政課長が答弁された、こういう業者もできるのだということは、この要綱の何条に出ています。

○大沼 久議長 松本弘財政課長。

○松本 弘財政課長 お答えいたします。

要綱の中では、議員ご指摘のとおり登録できるものということで第2条の方に規定してございますが、逆の解釈からいえば、ここに登録できるものということで登録されてはいてもできない工事があるということでございます。私の方で先ほど説明申し上げました工事については、ここに登録されている業者の方々ができない工事として50万円未満のものもあるのだということをご説明申し上げたつもりでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 そうすると、この第2条の2ですね。長井市契約に関する規則第21条第3項に規定する指名競争入札参加者登録簿に登録されていないもの、これが登録できるものになるんですよ。登録されていない。登録されているんじゃないですか。私が言った半分くらいの業者が仕事をやっているというのは、この登録されていないものに該当するんじゃないですか。

○大沼 久議長 松本弘財政課長。

○松本 弘財政課長 お答えをいたします。

議員の方に活用状況の一覧表についてお渡しをしておりますけれども、この中で活用しなかった理由について、それぞれ50万円未満の修繕工事であっても活用しなかった場合の理由を記載させていただいておりますが、これが先ほどの答弁で申し上げました各課へ調査を実施した

際の各課の認識でございまして、ここに書いてあるとおり、例えば必要な技術力を有していたであるとか緊急の対応が必要であったというふうな記載があるわけでございますけれども、こういったものにつきましては、この小規模修繕の受注希望者登録制度における修繕にはそもそも該当しないということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 該当しないというのは、登録できるもので該当しないということなんですか。

○大沼 久議長 松本弘財政課長。

○松本 弘財政課長 業者としては登録できるわけでございますけれども、その登録した業者の方ができない工事もあるということでございます。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 そんなことわかるんですか。その業者を呼んで、それではできないというふうに言ったんですか。それともどうやってできないというふうに判断されたんですか。

○大沼 久議長 松本弘財政課長。

○松本 弘財政課長 判断したのは担当課の方になりますので、具体的な判断基準については担当課ということになると思っておりますが、先ほど申し上げましたように、この要綱のほかに細部要領なるものもございます。この中では明確に、例えば特殊な設備の修繕であるとか特別な技術を必要とする修繕、それから特に緊急を要する修繕などについては、この制度の対象外とするものであるということを規定してございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 細部要綱よりも実施要綱の方が上回っているんですよ。その点についてまた後でお聞きをいたしたいと思っておりますが、次にアスベスト問題についてお聞きをいたした

いと思っております……

○大沼 久議長 簡潔にお願いいたします。

○16番 藤原民夫議員 はい、簡潔にやります。

実は答弁者を書いていなかったんですが、これ簡単な質問だと思うので教育長にお尋ねいたしますが、学校の授業で使っている例えばフラスコとか、ああいったものに含まれているのではないかという話があるんですね。あるいはまた、学校の教材として使っているものにそういったもののほかにどういうものがあるのか、それだけお聞きいたします。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 理科実験用の石綿金網ですね。あと耐熱手袋。これについては調査をしました。石綿金網は一部使用しているところがありましたので、これはまずビニール袋に入れて保管しておくようにということで指示を出していますし、耐熱手袋については使用していません。

以上です。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 もう1点、教育長、すみません。

長井小学校の壁面ですね、石綿が入っているんでないかと、あのスレート板ですね。あれについては飛散しないからあのままでよろしいと、こうなりますかね。あれはどうなんですか。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 昭和63年に改修したときに使った材料が石綿板というふうな名称の材料を使っているんですが、実際調査していませんのでサンプル調査をする必要があるかなというふうに思います。現在はペンキが表面に塗られていますので、離散する心配はありません。ただ、やはり解体するとか何かとなった場合には、もしも含まれていればそういう危険性はあると思います。

○大沼 久議長 ここで暫時休憩いたします。

再開は3時20分といたします。